

自然教室に係る中止・延期の考え方

- 1 自然教室の実施に当たって、次に掲げるいずれかに該当する場合は、総合的な判断のもと、自然教室の実施日の前日までに、自然教室を中止し、又は延期するものとする。
 - (1) 長野県富士見町において、自然教室の実施日の概ね1週間前から継続的に降雨が続く状況、台風等の影響による大雨警報等の発令、高齢者等避難の発令又は土砂災害警戒情報の発表の可能性が予測される場合
 - (2) 神奈川県又は長野県諏訪地域に、特別警報又は暴風警報の発表の可能性が予測される場合
 - (3) 気象条件、事故等の状況により、往復の経路において、バスの運行に支障が生じる可能性が高いと判断される場合
 - (4) その他自然災害等により、自然教室の教育目的又は狙いの達成が困難であると判断される場合

- 2 自然教室の実施中に、上記1の各号に示す場合と同等の状況が生じたときは、次のとおり対応する。
 - (1) 施設管理者の避難指示に基づき、児童生徒の安全を第一として、避難等を最優先するものとする。
 - (2) バス等による交通手段の確保が可能なときは、行程の繰上げ等により、速やかに帰路につく等の対応を行うものとする。